

佐屋中学校 P T A 規約 新旧対照表

令和5年2月3日改正

【改正理由】

- ① これまでの活動や組織を見直し、時代の流れや変化への適応、保護者（会員）の負担軽減などを図った新しいP T A活動の在り方や組織づくりを進めるため。
- ② 活動のボランティア化を進め、「できる人が、できるときに、できることを」を合言葉に、ボランティア委員や当日参加者の協力をいただきながら教育活動支援やP T A活動の推進と企画立案を行っていくため。
- ③ 感染症の拡大（インフルエンザや新型コロナウイルスなど）や自然災害など、予測不能な非常事態に備えて、P T Aの運営を滞りなく決定していくため。

新	旧	備考欄
<p>第1章 名称および事務所</p> <p>第1条 この会は、佐屋中学校P T Aと称する。</p> <p>第2条 この会の事務所は、佐屋中学校におく。</p> <p>第2章 目的および活動</p> <p>第3条 この会は、<u>保護者</u>と教師が生徒の幸福の実現を共通の願いとして、生徒の健全な<u>育成</u>を<u>図る</u>ことを目的とする。</p> <p>第4条 この会は、<u>前条の</u>目的を達成するために主として次の活動をする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 学校教育<u>及び社会教育</u>への理解を深める<u>活動</u>。 2 家庭教育を理解し、振興を<u>図る</u>とともに学校教育と連携を密にする<u>活動</u>。 3 <u>学校及び</u>地域における教育環境の<u>整備・改善・充実</u>を<u>図る活動</u>。 4 <u>学校内外</u>における生徒の<u>安全指導及び生活指導のための活動</u>。 5 <u>会員相互の理解に努め、会員の知識・教養の向上を図る活動</u>。 6 <u>その他、必要な活動</u>。 	<p>第1章 名称および事務所</p> <p>第1条 この会は、佐屋中学校P T Aと称する。</p> <p>第2条 この会の事務所は、佐屋中学校におく。</p> <p>第2章 目的および活動</p> <p>第3条 この会は、<u>親</u>と教師が生徒の幸福の実現を共通の願いとして、生徒の健全な<u>成長</u>を<u>はかる</u>ことを目的とする。</p> <p>第4条 この会は、目的を達成するために主として次の活動をする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 学校教育への理解を深める。 2 家庭教育を理解し、振興を<u>はかる</u>とともに学校教育と連携を密にする。 3 地域における教育環境の改善・充実を<u>はかる</u>。 4 <u>校外</u>における生徒の生活上の指導につ<u>とめる</u>。 	<p></p> <p>(変更)</p> <p>(追加)</p> <p>(追加)</p> <p>(変更)</p> <p>(追加)</p> <p>(追加)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>

第3章 方針

第5条 本会は、教育を本旨とする任意団体として、次の方針に従う。

1 非政治的、非宗教的であり、特定の政党や宗教に偏ることをしてはならない。また、本会または本会役員及び委員の名において公選立候補者を推薦もしくは応援してはならない。

2 学校の人事や管理及び教育方針には、干渉するものではない。ただし、その解決に向けて協力と助言ができるものとする。

3 非営利的であり、営利活動は、一切行わない。

4 生徒の教育ならびに福祉のために活動する他の団体及び機関との協力を努める。

5 他の団体及び機関の支配や干渉等を受けてはならない。

第4章 会員

第6条 この会の会員は、佐屋中学校に在籍する生徒の保護者及び教職員で、入会に同意した者（家庭）とする。

第7条 この会の会員は、会費をおさめるものとする。会費は1家庭月額180円とする。途中入会者については、入会した翌月より、また、途中退会者については、退会する月までをそれぞれ徴収する。事務手続きの都合上、退会後も徴収発生の場合は、現金にて返金する。

第5章 会計

第8条 この会の活動に要する経費は、会費・寄付金及びその他の収入によって支弁される。

第9条 この会の経費は、総会において承認された予算に基づいて行われる。

第10条 この会の決算は、会計監査を経て、総会に報告され、承認を得なければならない。

(新設)

第3章 会員

第5条 この会の会員は、佐屋中学校に在籍する生徒の保護者、及び教職員とする。

第6条 この会の会員は、会費をおさめるものとする。会費は1家庭月額180円とする。

(追加)

(追加)

第4章 会計

第7条 この会の活動に要する経費は、会費・寄付金およびその他の収入によって支弁される。

第8条 この会の経費は、常任委員会において議決された予算に基づいて行われる。

第9条 この会の決算は、会計監査を経て、常任委員会に報告され、承認を得なければならない。

(変更)

(変更)

(変更)

第11条 この会の会計年度は、4月1日から始まり翌年3月31日に終わる。

第6章 役員と委員

第12条 この会は、次の役員をおく。

会長 1名
副会長 4名（うち1名は**家庭教育担当**、
1名は**教職員**代表）

(削除)

書記 2名（うち1名は**教職員**代表）
会計 2名（うち1名は**教職員**代表）
会計監査委員 2名（うち1名は**教職員**代表）
ボランティア委員 若干名

第13条 役員は、他の役員を兼ねることもできる。

第14条 役員は、次により選出する。

- 1 会長は、**総会**で選出する。選出方法は別に定める。
- 2 副会長・書記・会計および会計監査委員は、会長が**総会**で委嘱する。

(削除)

第15条 役員の任期は1年とし、再任を妨げない。

第16条 役員の任務は、次の通りとする。

- 1 会長は、この会を代表し、会務を総理する。
- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する
- 3 **副会長（家庭教育担当）**は、**家庭教育**に関する研修事業の運営にあたる。
- 4 書記は、この会の庶務を行う。
- 5 会計は、この会の経理を処理し、**総会**において会計監査委員による監査を**受けた**会計報告をする。
- 6 **ボランティア委員**は、会務の処理と**立案企画等**にあたる。

第10条 この会の会計年度は、4月1日から始まり翌年3月31日に終わる。

第5章 役員と委員

第11条 この会は、次の役員をおく。

会長 1名
副会長 3名（うち1名は**学校**代表）

母親代表 1名

書記 2名（うち1名は**学校**代表）
会計 2名（うち1名は**学校**代表）
会計監査委員 2名
代表委員・常任委員 若干名

第12条 役員は、他の役員を兼ねることもできる。

第13条 役員は、次により選出する。

- 1 会長は、**常任委員会**で選出する。選出方法は別に定める。
- 2 副会長・母親代表・書記・会計および会計監査委員は、会長が**常任委員会**で委嘱する。
- 3 常任委員会は、学年委員で構成する。

第14条 役員の任期は1年とし、再任を妨げない。

第15条 役員の任務は、次の通りとする。

- 1 会長は、この会を代表し、会務を総理する。
- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。
- 3 母親代表は、婦人会員の研修事業の運営にあたる。
- 4 書記は、この会の庶務を行う。
- 5 会計は、この会の経理を処理し、**常任委員会**において会計監査委員による監査を**うけた**会計報告をする。
- 6 常任委員は、会務の処理と**企画運営**にあたる。

(変更)

(変更)

(変更)

(変更)

(変更)

(変更)

<p>7 会計監査委員は、この会の経理を監査する。</p> <p>第17条 <u>ボランティア委員</u>は若干名とし、<u>学年や小学校区は問わず、会員の中より募集する。</u></p> <p>第18条 <u>ボランティア委員</u>は、会務の企画と運営を評議する。</p> <p>第7章 集会</p> <p>第19条 総会は全会員をもって構成され、定期総会と臨時総会とする。定期総会は4月に開催する。臨時総会は必要に応じて開くことができる。</p> <p>第20条 総会は、<u>この会の最高決定機関であり、</u>前年度の事業と決算、新年度の役員・事業と予算、会費、その他重要事項を<u>報告し、承認を得る。議事は、出席者の多数決で決</u>する。</p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p>第21条 <u>執行部・ボランティア委員連絡会</u>は、<u>執行部とボランティア委員</u>で構成され、<u>会務について審議・連絡調整・立案企画を図る。</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p>第22条 <u>執行部・ボランティア委員連絡会</u>は、原則として学期に1回開催する。<u>この会への、会員のオブザーバーとしての参加を可とし、活動報告や理解を図る。</u></p>	<p>7 会計監査委員は、この会の経理を監査する。</p> <p>第16条 <u>常任委員</u>は若干名とし、<u>学年ごとに小学校区を考慮して選出する。選出方法は別に定める。</u></p> <p>第17条 <u>常任委員</u>は、会務の企画と運営を評議する。</p> <p>第6章 集会</p> <p>第18条 総会は全会員をもって構成され、定期総会と臨時総会とする。定期総会は4月に開催する。臨時総会は必要に応じて開くことができる。</p> <p>第19条 総会には、前年度の事業と決算、新年度の役員・事業と予算、会費、その他重要事項を<u>報告</u>する。</p> <p>第20条 <u>代表委員会</u>は、<u>会長・副会長・母親代表・書記・会計・会計監査委員・小学校区代表・学年代表・各部長</u>をもって構成され、<u>立案企画・会務の処理をする。</u></p> <p>第21条 <u>代表委員会</u>は、必要に応じて開く。</p> <p>第22条 <u>常任委員会</u>は、<u>常任委員</u>で構成され、<u>委任された事項を審議し、代表委員会からの諮問に応じ、かつ部会の連絡調整をはかる。</u></p> <p>第23条 <u>常任委員会</u>は<u>学年委員</u>で構成され、<u>この会の最高決議機関である。</u></p> <p>第24条 <u>常任委員会</u>は、原則として学期1回開く。</p>	<p>(変更)</p> <p>(変更)</p> <p>(変更)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(変更)</p> <p>(削除)</p> <p>(変更)</p>
--	--	---

<p><u>(削除)</u></p> <p>第23条 <u>執行部会は、必要に応じて開催し、立案企画・会務の処理をする。</u></p> <p>第24条 <u>非常事態等（感染症拡大や災害発生時など）会員が一同に参集できない場合は、書面による審議の上、書面表決にて決議する。</u></p> <p>第25条 この会の活動に必要な諸事業を企画実施するため、部会をおくことができる。部会についての必要な事項は、細則で決める。</p> <p>第8章 細則</p> <p>第26条 この会の運営に関し、必要な細則はこの規約に反しない限り<u>執行部・ボランティア委員連絡会</u>で決める。<u>執行部・ボランティア委員連絡会</u>は細則の制度または改廃した場合は、全会員に報告しなければならない。</p> <p>第9章 改正</p> <p>第27条 この規約は、<u>総会において会員の過半数</u>の賛成がなければ改正をすることができない。</p> <p>付 則</p> <p>この規約は、昭和59年4月1日より実施する。 <u>付 則（令和5年2月3日改正）</u> <u>この規約は、令和5年4月1日より適用する。</u></p>	<p>第25条 <u>常任委員会は、構成員の2分の1以上出席しなければ、議会を開き議決することはできない。議事は過半数で決する。</u></p> <p>第26条 この会の活動に必要な諸事業を企画実施するため、部会をおくことができる。部会についての必要な事項は、細則で決める。</p> <p>第7章 細則</p> <p>第27条 この会の運営に関し、必要な細則はこの規約に反しない限り<u>常任委員会</u>で決める。<u>常任委員会</u>は細則の制度または改廃した場合は、全会員に報告しなければならない。</p> <p>第8章 改正</p> <p>第28条 この規約は、<u>常任委員会において出席者の3分の2以上</u>の賛成がなければ改正をすることができない。</p> <p>付 則</p> <p>この規約は、昭和59年4月1日より実施する。</p>	<p>(削除)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(変更)</p> <p>(変更)</p> <p>(追加)</p>
---	---	---